

令和7年度第1回沖縄県事業認定審議会 議事概要

- 1 会議の日時：令和7年6月2日（月）
午前10時00分から午前11時00分まで
- 2 会議の場所：県庁10階収用委員会室
- 3 出席した委員：7名
- 4 出席した事務局職員：6名
- 5 会議内容
 - (1) 議案 ①会長選出及び会長代理互選
 - (2) 報告 ①事業認定制度の概要について
②県内の事業認定実績について
③全国の事業認定審議会等について
④全国の事業認定審議会事例について
- 6 議事録要旨
 - (1) 議案 ①会長に池田孝之委員が、会長代理に田村ゆかり委員が互選された。
 - (2) 報告 ①事業認定制度及び沖縄県事業認定審議会の概要について事務局から報告があった。
②県内の事業認定実績について事務局から報告があった。
③全国の事業認定審議会等について事務局から報告があった。
④全国の事業認定審議会事例について事務局から報告があった。
 - (3) 質疑等 ①委員：報告のあった他県事例では、事業の公益性・事業の遂行能力など事業実施側について審議しているようだが、土地所有者の意見については審議しないのか。
事務局：事業認定の段階では、事業自体が公益性などの土地収用法で規定される要件を満たし認定に相当するかどうかを審議する。個々の土地所有者の意見については、収用手続に移行するのであれば公開審理等で審理される。

② 委員：審議会での判断に対し訴訟が提起された事例はあるか。

事務局：沖縄県ではこれまでそのような事例は無い。また、これまでのところ沖縄県では事業認定に対する反対の意見が提出された事例は無い。

委員：審議会における判断の基準・根拠をどこに置くべきか確認したく質問した次第である。実際に審議会を開催することとなった場合は、会に先立ち判断の基準や類似事例、裁判例等を事前に共有していただきたい。

事務局：承知した。

③ 委員：審議会の成立要件について確認したい。

事務局：会議については土地収用法施行条例第6条にあるとおり、委員過半数の出席で成立し、議事は出席委員の過半数で決する。

④ 委員：報告のあった他県事例について、申請者の事業遂行能力の判断を、申請者側からの書類提出をもって要件を満たしているとしているように見える。申請者の能力については外形的に書類が揃っているかどうかで判断しその内容については審議会で判断しないのか。

事務局：申請については外形的な審査だけでなく内容についても確認しうる。施行条例第5条及び運営要綱第6条に基づき、専門の事項を調査する必要があるれば専門委員を置き意見を徴することもできる。

⑤ 委員：法では認定についての処分は3か月以内とあるが、実際に反対の意見が出された場合、審議会はどのような日程で何回開催されることになるのか。

事務局：土地収用法では申請書を受理した日から3か月以内に処分を行うよう努めるとされているが、他県では3か月以上かけている事例もあり、意見が出た場合については3か月の期間を越えて審議を尽くすこともあると考えられる。

委員：会を開催する場合は余裕を持って日程調整をしていただきたい。

事務局：承知した。